災害からの安全な京都づくり条例の推進

1 条例の趣旨・目的

ハード対策、ソフト対策を有効に組み合わせて総合的な防災対策を実施することとし、府 民等と災害危険情報を共有して、まちづくりの段階から防災対策を進めることによって災害 予防の質を高め、安心・安全に暮らすことのできる京都府を実現

- <3つの柱> -

- (1) 災害危険情報の共有
- (2) 災害に強いまちづくり
- (3) 地域防災力の向上(災害に強い人づくり)

2 取組状況

- (1) 府が災害危険情報を提供し、府民等と情報共有
 - ○京都府マルチハザード情報提供システムを整備、公表(平成28年4月)
 - 提供情報

土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、洪水浸水想定、津波浸水想定、 水防法指定河川以外の府管理河川の浸水想定、震度分布、液状化危険度予測、 ため池決壊による浸水想定、雨水出水・高潮実績 など

・システム閲覧件数 (月平均)

平成28年度:12,544件 平成29年度:16,491件

・全ての府管理河川(377河川)において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定を実施することとし、データの更新を随時実施

(平成30年に公表した51河川(洪水予報河川・水位周知河川:19河川、その他府管理河川:32河川)について、早期に更新予定)

(2) 防災機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進

- ○重要開発調整池に係る規定の施行(平成29年7月1日)
 - ・1 ha 以上の開発行為で、浸水被害の可能性が高まる開発行為を行う者に調整池設置を 義務付け

〇地震・津波防災対策の推進

- ・第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランに基づき、地震被害想定の死者を 7割減少させることを目標に、336の施策を展開
- ・津波災害警戒区域の指定(平成29年3月)、日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定の公表(平成29年5月)を受け、沿岸5市町において、避難場所の設定、避難経路や避難困難地域の確認など避難計画の見直しを実施

○特定地域防災協議会での事業計画策定の取組を推進

・宇治市、八幡市、亀岡市、久御山町からの申し出を受け、平成30年3月に各協議会を立ち上げ、平成30年秋頃を目途に事業計画(※)を策定予定

※河川整備計画に基づく事業や雨水貯留施設の設置などのハード対策、水害等避難行動タイムラインの 作成や防災訓練・研修の実施などのソフト対策を盛り込んだ地域の事業計画

(3)地域防災力の向上

- 〇マルチハザード情報活用促進事業
 - ・マルチハザード情報提供システム活用指導員の養成 → 平成28年度:130名

平成29年度:145名

・指導員によるシステム活用講座を実施

→ 平成28年度: 50回 平成29年度: 33回

3 今後の取組

○京都府マルチハザード情報提供システムの適時更新

○特定地域防災協議会の設置

- ・設置意向のある市町村において特定地域防災協議会を立ち上げ、事業計画を策定
- ・「水害等避難行動タイムライン作成指針」を活用し、自主防災組織等でのタイムライン 作成を支援